学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、 関係利水者への意見聴取の進め方について

意見聴取について(案)

○意見聴取について(案)

(1) 意見聴取対象

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(素案)(以下、「報告書(素案)」という。)

- (2) 意見を聴く者
 - ① 学識経験を有する者からの意見聴取 河川法第16条の2(河川整備計画)に準じて、「木曽川水系流域委員会」の元委員に意見を聴く予定です。
 - ② 関係住民からの意見聴取 河川法第16条の2(河川整備計画)に準じて、関係住民を対象として意見を聴く予定です。
 - ③ 関係地方公共団体の長の意見聴取 河川法第16条の2 (河川整備計画)に準じて、新丸山ダム建設事業に関係する岐阜県知事、愛知県知事及び三 重県知事の意見*1を聴く予定*2です。
 - ④ 関係利水者の意見聴取 発電参画者である関西電力株式会社の意見を聴く予定^{※2}です。
 - ※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」 (河川法施行令第10条の4)
 - ※2 関係地方公共団体の長及び関係利水者の意見聴取は、①、②を行った上で、「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(原案)案」 を作成し、これに対して意見を聴く予定。

①学識経験を有する者からの意見聴取

〇「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する「木曽川水系流域委員会」の元委員に意見を聴く場の開催について(概要)

1. 概要

「報告書(素案)」に対して、学識経験を有する者から構成される「木曽川水系流域委員会」の元委員にご意見を 聴く場を開催し、ご意見を聴く予定です。

2. 意見聴取対象

「報告書(素案)」

3. 意見聴取対象者(予定)

(五十音順、敬称略)

岡山 朋子	大正大学人間学部人間環境学科准教授	小出 宣昭	(株)中日新聞社代表取締役社長
重網 伯明	元中部地方整備局事業評価監視委員会委員	菅原 章文	(社)中部経済連合会常務理事
関口 秀夫	三重大学名誉教授	寺本 和子	元豊橋創造大学短期大学部教授
平野 久克	NPO法人木曽三川環境保全機構理事長	藤田 裕一郎	岐阜大学フェロー、岐阜大学名誉教授
松尾 直規	中部大学工学部教授工学部長	光岡 史郎	(財)愛知·豊川用水振興協会監事
宮池 克人	中部電力(株)代表取締役副社長	三宅 雅子	日本ペンクラブ会員、中部ペンクラブ参与
寄藤 昂	芝浦工業大学工学部共通学群人文社会科目特任教授		

4. 開催日時及び開催場所

・開催日 : 未 定・開催場所 : 未 定

5. 公開等

学識経験を有する者からの意見聴取は公開で行いますので傍聴席にて傍聴が可能です。 カメラ撮りは冒頭部分のみ可能です。

②関係住民からの意見聴取

〇「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する「住民のご意見をお聴きする場」の開催等に ついて(概要)

1. 概要

「報告書(素案)」に対して、新丸山ダムの効果に係る26市町村の住民等を対象として、「住民のご意見をお聴きする場」を開催し、ご意見を聴く予定です。

また、「住民のご意見をお聴きする場」を補足する手段として、郵送・FAX・電子メールによる意見聴取を実施する予定です。

- 2. 意見聴取対象 「報告書(素案)」
- 3. 意見聴取対象者 新丸山ダムの効果に係る26市町村に在住、通勤・通学の方
- 4. 意見聴取会場

①岐阜県美濃加茂市会場、②愛知県一宮市会場、③三重県桑名市会場の3会場で実施する予定です。

- 5. 開催日時
 - 開催日 : 未 定
 - •開催場所 : 未 定

②関係住民からの意見聴取

- 6. 応募方法等
 - (1)応募方法

「報告書(素案)」に対するご意見、ご希望の日時、会場等を記載して頂く『応募用紙』を提出。

(2)『応募用紙』の提出先

『応募用紙』に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

- 提 出 先: 国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課
- ・提出方法:郵送、FAX、電子メール
- ・提出期限:平成25年○月○日(○)○時必着
- (3)『応募用紙』の入手方法
 - ・インターネットによる入手: 国土交通省中部地方整備局ホームページ
 - ・紙媒体による入手 : 資料の閲覧場所において応募用紙を配布 ※上記資料の閲覧場所については後日お知らせする予定です。
- (4) 意見の発表にあたっての留意事項
 - ・意見の発表は、お一人につき1回10分以内
 - 意見の発表は公開
 - ・代理人による意見の発表は不可。お一人あたりいずれか1会場において1回。
 - ・意見発表者は、『応募用紙』に記載された意見に沿って発表
- 7. 郵送・FAX・電子メールによる意見聴取

「住民のご意見をお聴きする場」を補足する手段として、意見聴取を実施する。

- (1) 意見聴取対象:「報告書(素案)」
- (2) 意見聴取期間:平成25年〇月〇日(〇)~平成25年〇月〇日(〇)(必着) ※概ね1箇月
- (3)提出方法

郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法

- (4) 資料の閲覧方法
 - ①インターネットによる閲覧又は資料の入手 国土交通省中部地方整備局ホームページに掲載
 - ②閲覧場所での資料の閲覧及び様式の入手

閲覧場所:国土交通省中部地方整備局、木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所、 新丸山ダム工事事務所、愛知県庁、岐阜県庁、三重県庁